

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定にあたり、パブリック・コメント手続を実施しない理由について

今回の条例の制定は、2022 年(令和 4 年)6 月 17 日に公布された、刑法等の一部を改正する法律において、刑罰の懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑が創設されることから、愛川町の制定する次の 8 つの条例について、「懲役、禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものであります。

- ① 愛川町情報公開条例
- ② 愛川町個人情報保護条例
- ③ 愛川町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
- ④ 愛川町ホテル等建築の適正化に関する条例
- ⑤ 愛川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- ⑥ 愛川町職員の分限の手続及び効果に関する条例
- ⑦ 愛川町職員の給与に関する条例
- ⑧ 愛川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

このうち、①及び②については、いずれも自治基本条例第 19 条第 1 項第 1 号ア及び同号イに規定する「基本的な制度を定める条例」及び「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象となりますが、今回の改正は、刑法等の一部を改正する法律の規定により、それぞれの条例で引用している法律の条文が改正されたことに伴う文言の整理であることから、自治基本条例第 19 条第 2 項第 4 号に規定する「軽微なもの」に該当するため、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段の規定により実施しない理由を公表するものです。

また、③及び④についても、いずれも自治基本条例第 19 条第 1 項第 1 号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象となりますが、①及び②と同様の理由で、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、実施しない理由を公表するものです。

また、⑤～⑧については、内部規定条例の改正であることから、パブリック・コメント手続の対象外です。